

県民の皆様へ

1月7日に、まん延防止等重点措置を実施すべき期間と区域が公示され、併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたこと、また、県内や全国の感染状況を踏まえ、「島根県の対応」について決定いたしましたので、県民の皆様へ、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年1月9日から1月31日までとします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

(都道府県をまたぐ移動)

1. まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、山口県岩国市、和木町及び沖縄県との間の不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請内容を十分確認の上、極力控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(家庭や職場等での健康管理)

2. 感染を早期に発見することは、ご本人の治療のためにも、社会全体として感染拡大を防ぐためにも、大変重要です。

微熱や軽い風邪の症状等がある場合には、無理に登校や出勤をせず、県の「健康相談コールセンター」に相談してください。

お住まいの近くにある新型コロナに対応できる「診療・検査医療機関」を紹介しますので、速やかに受診頂くようお願いいたします。

(飲食店等の利用)

3. 飲食店等の利用については、本日(8日)から適用することとして、昨日、お願いしたところですが、各店舗において感染防止

対策を徹底して頂き、県民の皆様には、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、アルコールを伴う飲食については、

- (1) 飲食の際の人数を、8人以下としてください。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度としてください。

なお、「接待を伴う飲食店」を含めて、カラオケの利用が可能な店舗等においては、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなどの対策を徹底してください。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

(誹謗中傷や差別の防止)

4. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んでください。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるようお願いします。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないようお願いします。

県としましては、引き続き、県民の皆様の健康・生命と生活や、県内事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携を取りながら、今後の感染拡大に備え、医療提供体制の強化等を図るとともに、疲弊した地域経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

令和4年1月8日

島根県知事 丸山達也